

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月1日	
豊中市長 殿	
提出者	
住所 大阪府中央区瓦町2丁目4番7号	
氏名 栗本建設工業株式会社 大阪本店	
取締役大阪本店長 石田 智泰	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6228-0032	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	豊中市 管轄事業場
事業場の所在地	豊中市 管轄区域内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 100億
③従業員数	192名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	1,658.00 t	6.60 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・工法の改善 ・実寸発注の実施 ・余剰材の引取り 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	1,492.20 t	5.94 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・工法の改善 ・実寸発注の実施 ・余剰材の引取り 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現場の規模・条件・保管場所の確保状況により異なるが、可能な限り分別する。分別不可能な場合は混合廃棄物。 ・主な分別材：コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、石膏ボード、紙くず、汚泥、金属くず、廃プラスチック等の分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現場の規模・条件・保管場所の確保状態により異なるが、継続して可能な限り分別する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	
16.28 t	51.84 t	22.36 t	t

②計画

コンクリート片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	
14.65 t	46.66 t	20.12 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	（これまでに実施した取組） 委託業者にて再生利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） 委託業者にて再生利用		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	1,658.00 t	6.60 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	6.60 t
	再生利用業者への処理委託量	96.80 t	6.60 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組)			

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	
16.28 t	51.84 t	22.36 t	t
16.28 t	11.84 t	22.36 t	t
16.28 t	11.84 t	22.36 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	1,492.20 t	5.94 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	5.94 t
	再生利用業者への処理委託量	87.12 t	5.94 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

②計画

コンクリート片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	
14.65 t	46.66 t	20.12 t	t
14.65 t	10.66 t	20.12 t	t
14.65 t	10.66 t	20.12 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

がれき類

再生利用業者に再資源化処理を委託して、再生砕石や再生路盤材として再資源化

廃プラスチック類

中間処理業者に委託して、固形燃料等の原材料として利用
又は、中間処理業者に委託して、破碎後、安定型最終処分場に埋立処分

木くず

再生利用中間処理業者に再資源化処理を委託してチップ化し、
合板や燃料用の原材料、又は家畜の敷藁として再資源化
伐採材等の生木はチップ化し、製紙・合板・堆肥料として再資源化

廃石膏ボード

中間処理業者に委託して、破碎・選別処理し、路盤改良材等として再資源化
又は中間処理業者に委託して、破碎処理した後、管理型最終処分場に埋立処分
あるいは広域認定業者に委託して、石膏ボード等の原材料として再資源化

建設混合廃棄物

中間処理業者に委託して、選別・破碎処理し、再生利用できるものは再資源化
再生利用できないものは安定型・管理型最終処分場に埋立

別添2 管理体制図

統括責任者—工事部長

【役割】作業所における産業廃棄物管理状況を作業所毎に統括して管理する

廃棄物担当部署を本店工事に設置

【役割】大阪本店全体の管理状況の把握、作業所におけるは器物管理の指導
法令順守に関する指導、監督官庁への報告書などの作成・報告、社員教育、
その他に関する事項

作業所毎に廃棄物排出管理組織を構築

【役割】廃棄物処理計画の策定、廃棄物管理の実施、廃棄物管理状況の把握、
処理業者・再生業者の選定、委託契約の締結、マニフェスト交付・管理、
監督官庁への報告、社員・協力業者の教育、社員教育、その他関係する事項